

広島県告示第千四十一号

広島県漁業調整規則（昭和四十一年広島県規則第五十四号）第八条第二項及び第二十一条第三項の規定によって、定数漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

令和二年十月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 定数漁業

小型機船底びき網漁業（ただし、自家用餌料びき網漁業、落がきこぎ網漁業、落がきけた網漁業及び打瀬網漁業を除く。）

二 申請期間

令和二年十月十五日から令和二年十月二十一日まで